

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成十五年四月十七日

参議院経済産業委員会

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 既存化学物質の安全性点検については、国際的な役割分担による有害性評価を促進するとともに、官民の連携による有害性評価の計画的推進を図ること。
- 二 リオ宣言第十五原則に規定する予防的な取組方法を踏まえ、化学物質のリスク低減のための総合的管理方策の検討を進めること。  
また、化学物質の妊婦・子供等への影響について検討すること。
- 三 土壌生態系を含め生態系全体への影響を客観的に評価・把握するための研究を推進し、知見の集積を図るとともに、生態毒性試験及び審査の実施のための体制の整備を急ぐこと。
- 四 内分泌攪乱作用が疑われる化学物質についての科学的知見の集積を促進するとともに、いわゆる化学物質過敏症に関する知見の集積を図り、その対応の在り方を検討すること。  
なお、良分解性化学物質のリスク評価を推進し、必要な対策を講ずること。
- 五 化学物質に関する情報を積極的に公開し、化学物質に関する情報を市民や関係者が広く共有できる体系的なデータベースを整備するとともに、リスクコミュニケーションの推進を図ること。
- 六 事前確認により製造輸入が認められる新規化学物質について、事後監視の徹底を図ること。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成十五年五月二十一日

衆議院経済産業委員会

政府は、我が国化学産業の国際競争力の強化の必要性に留意しつつ、化学物質のリスク評価・管理の適切な実施によつて環境の汚染を未然に防止するため、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 人の健康への影響の観点から既に審査済みとなっている化学物質についても、動植物への影響に関する評価を促進するため必要な対策を講ずること。
- 二 第二種監視化学物質等の監視化学物質について、環境モニタリング、リスク評価等を進め、事業者による有害性調査の結果と併せて、必要に応じ、第二種特定化学物質等への指定を進めること。
- 三 化学物質による環境の汚染、人の健康及び野生生物への影響といった実態の把握を進めるとともに、影響メカニズムに関する調査研究を行い、人の健康及び動植物への被害の未然防止に努めること。
- 四 水生生物の保護のための環境基準の設定、化学物質の排除段階での対応等を含め、生態系保全を視野に入れた化学物質対策の強化を図ること。
- 五 事業者によるより安全な化学物質の開発の奨励及び促進を図ること。
- 六 政府部内の連携及び制度間の連携により、より効果的かつ効率的な化学物質対策の実施に努めること。また、国際的な化学物質対策の強化に積極的に貢献すること。